## 宮城県監査委員告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項,第2項及び第4項の規定により平成29年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

## 平成29年9月1日

一迫商業高等学校

| 宮城県監査委員 | 齌 | 藤              | 正 |   | 美        |
|---------|---|----------------|---|---|----------|
| 宮城県監査委員 | 坂 | 下              |   |   | 賢        |
| 宮城県監査委員 | 石 | 森              | 建 |   | $\equiv$ |
| 宮城県監査委員 | 成 | $\blacksquare$ | 由 | 加 | 里        |

5月30日

| 1 監査実施機関及び監査実施日                                       |                 |
|---|-----------------|
| 監査実施機関  | 監査実施日           |
| ○総務部  |                 |
| 地方機関  |                 |
| 消防学校  | 6月7日            |
| ○環境生活部  |                 |
| 地方機関  |                 |
| 食肉衛生検査所   | 5月26日           |
| ○経済商工観光部  |                 |
| 地方機関  |                 |
| 計量検定所   | 4月20日           |
| 宮城障害者職業能力開発校  | 5月10日           |
| ○教育庁  |                 |
| 地方機関  |                 |
| 北部教育事務所   | 6月6日            |
| 東部教育事務所   | 4月19日           |
| 蔵王自然の家  | 6月8日            |
| 仙台第一高等学校  | 5月12日           |
| 仙台第二高等学校  | 5月10日           |
| 塩釜高等学校  | 6月13日           |
| 石巻好文館高等学校   | 5月17日           |
| 松島高等学校  | 6月13日           |
| 村田高等学校  | 6月8日            |
| 岩出山高等学校   | 5月18日           |
| 仙台向山高等学校  | 6月5日            |
| 仙台南高等学校   | 5月19日           |
| 石巻西高等学校   | 5月17日           |
| 富谷高等学校  | 6月7日            |
| 迫桜高等学校  | 5月26日           |
| 黒川高等学校  | 6月16日           |
| 柴田農林高等学校  | 6月14日           |
| 古川工業高等学校  | 5月18日           |
| \L \dagger_\tau \V\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | <b>-</b> H oo H |

| 美田園高等学校    | 4月18日 |
|------------|-------|
| 聴覚支援学校     | 4月18日 |
| 船岡支援学校     | 4月25日 |
| 西多賀支援学校    | 4月20日 |
| 金成支援学校     | 5月30日 |
| 角田支援学校     | 4月13日 |
| 石巻支援学校     | 4月19日 |
| 支援学校岩沼高等学園 | 4月25日 |
| ○警察本部      |       |
| 地方機関       |       |
| 岩沼警察署      | 6月14日 |
| 大和警察署      | 5月24日 |
| 気仙沼警察署     | 4月26日 |
| 南三陸警察署     | 4月27日 |
| 遠田警察署      | 6月6日  |
| 白石警察署      | 4月25日 |
| 角田警察署      | 4月13日 |

## 2 監査結果

平成28年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

## (1) 仙台第一高等学校

教育財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、翌年の3月1日に調定したもの。

- 件数 1件
- ·金額 6,930円